

令和 6 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和 6 年 8 月 2 日 (金)  
午前 10 時 00 分～

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号  
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」



# 令和6年度第1回 大阪府都市計画審議会

## 議案書目次

議案番号	案件名	ページ
486	大阪都市計画都市再生特別地区の変更	1
487	大阪都市計画都市高速鉄道の変更	4



議 第 486 号  
計 調 第 1074 号  
令和 6 年 7 月 19 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪都市計画都市再生特別地区の変更について(付議)

標記について、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約第4条第2項において準用する同規約第3条第6項の規定に基づき、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計 画 書

大阪都市計画都市再生特別地区の変更（大阪府決定）

都市計画都市再生特別地区に梅田一丁目中央地区を次のように追加する。

種類	面積	建築物 その他の 工作物の誘導 すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度 (注 1)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの 最高限度	備考
都市再生特別地区 (梅田一丁目中央地区)	約 0.5ha	—	200/10	100/10	8/10	2,000 m <sup>2</sup>	高層部①192m 高層部②145m 中層部①95m 中層部②60m 低層部①15m 低層部② 7m	ただし、計画図 表示にある地 下連絡通路を あわせて整備 する。
注 1) ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。								

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

## 理 由

都市再生緊急整備地域として定められている大阪駅周辺地域において、大阪、関西のみならず国土の発展、成長をけん引する国際競争力を備えた拠点形成を形成している地域整備方針の実現に向け、高質な宿泊機能、にぎわいを創出する文化機能等の導入や、世界とつながる国際的なイノベーション拠点を形成するとともに、地下から地上のにぎわいを連続する回遊性の高い歩行者空間等の整備を図ることにより、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、本案のとおり都市再生特別地区を変更しようとするものである。





議 第 487 号  
計 調 第 1687 号  
令和 6 年 7 月 19 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪都市計画都市高速鉄道の変更について(付議)

標記について、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約第 4 条第 2 項において準用する同規約第 3 条第 6 項の規定に基づき、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

大阪都市計画都市高速鉄道中、第 4 号線を次のように変更する。

## 1. 線路部分

名称	位置			区域	構造		備考
	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	
第 4 号線	大阪市港区 築港四丁目	東大阪市 長田東二丁目 及び 大阪市城東区 森之宮一丁目	大阪市港区 田中三丁目 大阪市港区 波除三丁目 大阪市西区 九条二丁目 大阪市西区 西本町三丁目 大阪市中心区 船場中央四丁目 大阪市中心区 船場中央一丁目 大阪市中心区 谷町四丁目 大阪市中心区 森ノ宮中央一丁目 大阪市東成区 東中本一丁目 大阪市東成区 深江北一丁目 東大阪市 川俣一丁目	約 17,110m			線路 線数 2

議第 487 号

内訳	大阪市港区 築港四丁目	大阪市西区 立売堀六丁目		約 5,790m	嵩上式	幹線道路と 立体交差 4 箇所	線路 線数 2
	大阪市西区 立売堀六丁目	東大阪市 長田東二丁目		約 10,200m	地下式		
	大阪市中央区 森ノ宮中央一 丁目	大阪市城東区 森之宮一丁目		約 410m	地下式		線路 線数 1
	大阪市城東区 森之宮一丁目	大阪市城東区 森之宮一丁目		約 710m	地表式		

2. 主要施設

名称		位置	備考
路線名	施設名		
第 4 号線	大阪港駅	大阪市港区築港三丁目	約 2,200 m <sup>2</sup>
	朝潮橋駅	大阪市港区田中三丁目	約 3,000 m <sup>2</sup>
	弁天町駅	大阪市港区波除三丁目	約 2,900 m <sup>2</sup>
	九条駅	大阪市西区九条二丁目	約 3,100 m <sup>2</sup>
	阿波座駅	大阪市西区西本町三丁目	約 5,600 m <sup>2</sup>
	本町駅	大阪市中央区船場中央四丁目	約 6,400 m <sup>2</sup>
	堺筋本町駅	大阪市中央区船場中央一丁目	約 4,500 m <sup>2</sup>
	谷町四丁目駅	大阪市中央区谷町四丁目	約 4,200 m <sup>2</sup>
	森ノ宮駅	大阪市中央区森ノ宮中央一丁目	約 5,300 m <sup>2</sup>
	(仮称)森之宮新駅	大阪市城東区森之宮一丁目	約 3,500 m <sup>2</sup>
	緑橋駅	大阪市東成区東中本一丁目	約 3,600 m <sup>2</sup>
	深江橋駅	大阪市東成区深江北一丁目	約 4,300 m <sup>2</sup>
	高井田駅	東大阪市川俣一丁目	約 4,200 m <sup>2</sup>
	長田駅	東大阪市長田中二丁目	約 3,400 m <sup>2</sup>
	港検車場	大阪市港区夕風二丁目	約 4,400 m <sup>2</sup>
森之宮車庫及工場	大阪市城東区森之宮一丁目	約 121,300 m <sup>2</sup>	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

大阪城東部地区に新たな駅を設置することにより、周辺地域の交通利便性の向上とより一層の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道第4号線を変更するものである。